

## 口頭弁論，争点整理手続等，特別な訴訟手続，証人尋問等

（前注1）部会資料5においては，以下の略語を用いる。

- 1 「ウェブ会議」  
インターネット接続環境下の任意の場所において，ウェブ会議用ソフトウェアを利用して，ビデオ通話を行う方法をいう。
- 2 「テレビ会議」  
裁判所庁舎において，裁判所のテレビ会議システムを利用して，ビデオ通話を行う方法をいう。
- 3 「電話会議」  
電話会議システム（トリオフオン）を利用して，音声通話を行う方法をいう。
- 4 「ウェブ会議等」  
ウェブ会議及びテレビ会議をいう。
- 5 「電話会議等」  
ウェブ会議，テレビ会議及び電話会議をいう。

（前注2）法律の文言と（前注1）で示した略語との関係は，以下のとおりである。

- 1 「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法」とされている場合は，（前注1）の4の「ウェブ会議等」に相当し，ウェブ会議及びテレビ会議は許容されるが，電話会議は許容されない。
- 2 「音声の送受信により同時に通話することができる方法」とされている場合は，（前注1）の5の「電話会議等」に相当し，ウェブ会議，テレビ会議及び電話会議のいずれもが許容される。

### 第1 口頭弁論

#### 1 ウェブ会議等を利用した口頭弁論の期日の手続

ウェブ会議等を利用した口頭弁論の期日の手続については，次のような規律を設けることとしては，どうか。

- (1) 裁判所は，相当と認めるときは，当事者の意見を聴いて，最高裁判所規則で定めるところにより，裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって，口頭弁論の期日における手続を行うことができる。
- (2) (1)の期日に出頭しないで(1)の手続に関与した当事者は，その期日に出

頭したものとみなす。

(説明)

現行法の下では、当事者は、口頭弁論の期日においては、原則として、現実に出頭しなければ弁論をすることができず、その例外として、当事者の一方が最初にすべき口頭弁論の期日に欠席した場合に、その者があらかじめ提出した訴状、答弁書等に記載した事項を陳述したものとみなすことができること（法第158条）等が定められているのみである。

しかし、口頭弁論の期日においても、当事者の一方又は双方が現実の出頭をせずに手続に関与することを許容することができることとすれば、当事者の利便性が大きく向上し、民事裁判手続がより利用しやすいものとなる。

また、ITの発展の状況に鑑みると、ウェブ会議等を利用する場合であっても、当事者が口頭弁論の期日に現実に出頭して手続に関与する場合と同等に手続に関与することができるものと考えられる。そのため、これを許容したとしても、口頭主義を始めとする現行法の下での口頭弁論の諸原則との関係で問題が生じないものとも思われる。

そこで、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁規則で定めるところにより、ウェブ会議等によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができることとしては、どうか。

なお、当事者双方が口頭弁論の期日に出頭しないでその手続に関与することを認めることが許容されること、ウェブ会議等により口頭弁論の期日における手続を行うための要件として「相当と認めるとき」とすべきこと及び最高裁規則で定めるべきウェブ会議等の実施に係る細目的事項については、弁論準備手続の見直しに関する説明（本部会資料の「第2 争点整理手続等」、「1 弁論準備手続」の（説明）2から4まで）を参照されたい。

## 2 オンラインによる準備書面の提出等

オンラインによる準備書面の提出等については、次のような規律を設けることとしては、どうか。

- (1) 電子データによる準備書面（以下「電子準備書面」という。）の提出は、事件管理システムを通じて、裁判所の使用に係るコンピュータに電子準備書面を記録する方法によりする。
- (2) 準備書面のファクシミリによる直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。以下同じ。）に代えて、電子準備書面の事件管理システムによる直送の方法（以下「システム直送」という。）を新たに設けることと

し、次のような規律を設ける。

ア システム直送は、当事者が送付すべき電子準備書面を事件管理システムに記録し、送付を受けるべき者にその旨を通知アドレスに宛てて通知することによってする。

イ システム直送は、当事者及び直送を受けるべき相手方が事件管理システムの利用登録をし、通知アドレスを届け出た場合に限り、することができる。

(注1) 裁判所が当事者その他の関係人に対してする送付のうちファクシミリによるものについても、ファクシミリに代えて、裁判所書記官が送付すべき電子書類を事件管理システムに記録し、送付を受けるべき者にその旨を通知アドレスに宛てて通知することによってすることとしては、どうか。

(注2) システム直送以外の直送の方法として、①送付すべき電子書類を印刷した書面を直送を受けるべき相手方に交付する方法のほか、②送付すべき電子書類が記録された電磁的記録媒体を交付する方法等について、どのように考えるか。

(説明)

#### 1 オンラインによる電子準備書面の提出

電子準備書面を提出する場合であっても、電子訴状を提出する場合と異なる規律とすべき必要性は特段見当たらないと考えられる。

そこで、電子準備書面の提出についても、電子訴状の提出と同じ規律（本文(1)において提案したとおり、電子準備書面の提出は、事件管理システムを通じて、裁判所の使用に係るコンピュータに電子準備書面を記録する方法によりすることとするほか、電子訴状の提出に関する規律と差異を設けない。）とすることとしては、どうか。

#### 2 事件管理システムを用いた直送の制度

民事裁判手続のIT化の下においては、新たな送達の方法として、システム送達の制度を設けることが検討されている。この場合に、システム送達以外に、事件管理システムを利用した電子書類の送付の方法を設けないこととすれば、準備書面のように現行法令上当事者が直送すれば足り（規則第83条等）、送達しなければならないとはされていないものについても、システム送達によって相手方に送付されることとなり、結果としては、これらも常に送達されることとなる。

もっとも、システム送達も送達の種類であり、送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱うものであることから（法第98条第2項）、その開始は、飽くまで裁判所書記官の判断によることとなる。そのため、事件管理システムに記録され

たもののうち、準備書面のように現行法令上送達しなければならないとはされていないものについても、事件管理システムを利用した相手方への送付の方法をシステム送達のみとする場合には、その全てについて、裁判所書記官の意思を介在させなければならないこととなり、裁判所書記官の事務に無用な負担が生ずるおそれがある。また、ITの即応性を十分に活用する観点から、電子書類が裁判所に提出された場合に、それが直ちに送付を受けるべき者に送付されることが望ましい。

以上を踏まえると、民事裁判手続のIT化の下において、現在のファクシミリによる直送（規則第47条第1項）に代わる制度として、事件管理システムを利用した直送（システム直送）の制度を新たに設ける必要があると考えられる。そして、この場合には、システム送達の制度を基礎としつつ、ITを活用して、当事者の相手方に対する送付を（裁判所書記官による個別の確認や操作等を要せず）自動化することが有益である。

そこで、システム直送は、当事者が送付すべき電子準備書面を事件管理システムに記録し、送付を受けるべき者にその旨を通知アドレスに宛てて通知する（この通知は、事件管理システムを通じて自動的に行われることとすることが考えられる。）ことによってすることとしては、どうか。

なお、現行法令の下での直送の制度においては、準備書面の直送を受けた者は、当該準備書面を受領した旨を記載した書面（いわゆる受領書）について直送をするとともに、裁判所に当該書面を提出しなければならないものとされている（規則第47条第5項、第83条）。しかし、システム直送の制度が設けられた場合には、送付を受けるべき者の事件管理システムへのアクセス状況を確認することができることから、受領書の提出に関する規律は設けないこととした上で、相手方が在廷しない場合にも事実の主張が制限されない類型（法第161条第3項）に、相手方の事件管理システムへのアクセス状況を踏まえた規律を加えることとしては、どうか。

### 3 裁判所からの事件管理システムを用いた送付の制度

本文(2)は、上記のとおり、準備書面のファクシミリによる直送に代わる電子準備書面のシステム直送に関する規律の新設を提案するものであるが、裁判所が当事者等に対してするファクシミリによる送付についても、これに代えて、システム送達と同様の規律とすることが合理的であると考えられる。

そこで、裁判所が当事者等に対してする送付については、裁判所書記官が送付すべき電子書類を事件管理システムに記録し、送付を受けるべき者にその旨を通知アドレスに宛てて通知することによってすることとしては、どうか。

#### 4 事件管理システムを利用した直送以外の直送の制度

上記のとおり、ファクシミリによる直送に代えて、システム直送の制度を新たに設けた場合であっても、システム直送は、その性質上、システム送達と同様に、当事者及び直送を受けるべき相手方が事件管理システムの利用登録をし、通知アドレスを届け出た場合に限りすることができることとなる（本文(2)イ）。そのため、たとえ当事者が事件管理システムの利用登録をしていても、直送を受けるべき相手方が事件管理システムの利用登録をしていない場合には、システム直送を利用することはできないこととなる。

そのような場合における直送の方法としては、そのような場合における送達の方法と同様に、送付すべき電子準備書面を印刷した書面を直送を受けるべき相手方に手渡したり郵送したりする方法（注2の①）が想定される。

もっとも、オンライン申立ての義務化に関する甲案（原則義務化）を採用しない限り、何らかの理由により事件管理システムに利用登録することはしないが、電子メールアドレスは所持しており、準備書面もパソコンで作成するというような者も想定し得ることとなる。このような者に対してまで、準備書面のように現行法令上送達しなければならないとはされていないものについて、常に印刷した書面を交付しなければ直送したことにならないとすると、かえって、民事裁判手続のIT化によるメリットを十分に享受することができないこととなるとも考えられる。

また、当事者及び直送を受けるべき相手方の双方が事件管理システムの利用登録をし、通知アドレスを届け出た場合であっても、何らかの事情により、一時的にシステム直送を利用することができない事態が生ずることも想定し得る。このような場合に備えて、事件管理システムを利用しない形での電子書類の直送の方法を許容しておくことは、審理の停滞を防ぐためにも有益であると考えられる。

そこで、送付すべき電子書類をプリントアウトした書面を直送を受けるべき相手方に交付する方法のほかに、送付すべき電子書類が記録された電磁的記録媒体を交付する方法（注2の②）を設けることも考えられる。他方で、事件管理システムの利用登録をしない者の中には、パソコン等の端末を使用することが困難な者がいることも考えられ、このような者にも配慮する必要がある。

そこで、システム直送以外の直送として、具体的にどのような方法を、どのような条件の下で許容するかについて、どのように考えるか。

#### 3 口頭弁論の公開

口頭弁論の公開は、現実の法廷において行うこととし、インターネット

中継等によって行うことを許容したり禁止したりする規律は設けないこととしては、どうか。

(説明)

口頭弁論の公開は、現在の実務上、現実の法廷において行われており、一般的には、この方法によって憲法第82条第1項の定める公開の要請も満たされているものとされている。

口頭弁論の公開の在り方については、法律上、どのようにこれを公開するかという規定はなく、現行法の下においても、現実の法廷において行う方法に加えて、テレビ中継やインターネット中継をすることは、禁止されていないものと考えられる。

もっとも、口頭弁論がインターネット中継等により公開される場合には、当事者のプライバシー等が不特定多数の者に広く知れ渡ることとなる。そのため、口頭弁論のインターネット中継等による公開は、現段階においては、我が国の国民に直ちには受け入れられ難く、時期尚早ではないかと思われる。

そこで、口頭弁論の公開は、引き続き、現実の法廷において行うこととし、インターネット中継等によって行うことを許容する規律も禁止する規律も設けないこととしては、どうか。

## 第2 争点整理手続等

### 1 弁論準備手続

法第170条第3項を次のとおり改めることとしては、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる（同項ただし書は削除する。）。

(説明)

#### 1 現行法における争点整理手続の概要

現行法は、より適正で迅速な民事裁判を実現するためには、早期に争点を明確にし、その上で、これに焦点を当てた効率的な証拠調べをすることが必要であるとの見地から、争点及び証拠の整理手続（以下「争点整理手続」という。）についての規定を設けている（法第2編第3章第3節）。

そして、民事裁判の対象となる事件には多種多様なものがあることから、現行法は、そのいずれの事件においても的確に争点等の整理を行うことができるようにするため、準備的口頭弁論（同節第1款）、弁論準備手続（同第2款）及び書面

による準備手続（同第3款）の三種類の争点整理手続を設け、事件の内容や性質に応じて、これらの手続から選択することができるようにしている。

このうち、準備的口頭弁論は、争点等の整理を口頭弁論の期日において行うものであり、原則として公開の法廷において、受訴裁判所がこれを行う点にその特徴がある。また、口頭弁論として、公開の法廷で行うことから、期日において行うことのできる行為について、基本的に制限はない。

また、弁論準備手続は、法廷以外の場所で行われる原則非公開の手続である。そのため、弁論準備手続は、裁判所及び双方当事者の忌たんのない意見交換を可能とすることが期待される一方で、行うことができる訴訟行為に一定の限定があること、受命裁判官により手続を行うことが可能であること等にその特徴がある。現行法下において実施されている争点整理手続は、その多くが弁論準備手続により実施されているといわれている。

これらの手続に対し、書面による準備手続は、期日を開かずに、原則として書面の提出等のみによって争点等の整理を行うための手続であり、書証を含め証拠調べをすることはできないこと、原則として裁判長が手続を主宰すること等にその特徴がある。

これらを整理すると、以下のとおりである。

	準備的口頭弁論	弁論準備手続	書面による準備手続
手続を行う場所	法廷	法廷以外の場所でも可能	（期日を開いて行う手続ではない）
公開の有無	原則として公開	原則として非公開	（期日を開いて行う手続ではない）
手続の主宰者	受訴裁判所	受訴裁判所又は受命裁判官	裁判長（高裁の場合には受命裁判官も可）
手続においてすることができる行為	制限なし	証拠の申出に関する裁判や書証の取調べ等が可能	書証を含め証拠調べを実施することはできない

## 2 遠隔地等の要件の見直し

法第170条第3項は、電話会議等により弁論準備手続の期日における手続を行うための要件として、「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」と定める。これは、当事者が遠隔の地に居住している場合等には、期

日に毎回出頭することは当事者にとって負担となり、期日の調整も困難となるため、このような場合には、電話会議等により手続を行うことができることとしたものである。

この「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件については、裁判所が裁量により判断するものであるが、立法当時は、当事者が訴訟代理人を選任している場合にその訴訟代理人が遠隔の地に事務所を有するとき、当事者や訴訟代理人が怪我等の理由によりその期日に裁判所に出頭することは困難であるが、自宅や事務所において電話会議等により手続に関与することはできるときなど、合理的な理由によってその期日に裁判所に出頭することは困難であるが、電話会議等によれば手続に関与することができることを指すものと理解されていたものと思われる。

しかし、当事者の利便及び迅速な争点等の整理の実現という観点からは、当事者が合理的な理由を有しているかどうかを問わず、裁判所が相当と認める限り、幅広く電話会議等による弁論準備手続の実施を可能とすることが望ましいものと考えられる。

そこで、電話会議等による弁論準備手続をより利用しやすくする観点から、「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件を「相当と認めるとき」という要件とすることとしては、どうか。

### 3 一方当事者出頭要件の廃止

現行法上、電話会議等により弁論準備手続の期日における手続を行うことができるのは、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限るとされている（法第170条第3項ただし書）。これは、①裁判所以外に誰も現実に出頭しない期日というものは期日として観念し難いことや、②当事者双方において出頭に支障がある場合には、書面による準備手続を活用することができることを考慮したものであるといわれている。

しかし、上記①については、法律上期日についての定義はなく、家事審判手続や非訟事件手続については当事者双方が期日に出頭しないでその手続に関与することが既に許容されていること（家事事件手続法第54条、非訟事件手続法第47条）からすると、民事訴訟手続においても、当事者双方が期日に出頭しない場合に、これを期日と捉えることについて理論的な障害はないように思われる。また、上記②については、後記のとおり、弁論準備手続と書面による準備手続との関係を整理する必要があるものの、書面による準備手続は、期日を開かずに、準備書面の提出等を中心として争点等の整理を行う手続であり、非公開の手続期日において、裁判所及び両当事者との間の直接の意見交換を重ねながら争点等の

整理を行う弁論準備手続とはその内容を異にするものであるから、書面による準備手続が存在することをもって、当事者双方が弁論準備手続の期日に出頭しないでその手続に関与することを認める必要性が否定されるものではないと考えられる。

そこで、当事者の利便や迅速な争点等の整理を行う必要性の観点から、法第170条第3項ただし書を削除し、当事者双方が弁論準備手続の期日に出頭しないでその手続に関与することを認めることとしては、どうか。

#### 4 電話会議等の実施に係る細目的事項

受訴裁判所又は受命裁判官は、電話会議等による弁論準備手続を行うに当たっては、相手方及びその所在する場所の確認をする必要がある（規則第88条第2項）。

このほか、電話会議等による弁論準備手続を行うに当たっての細目的な事項については、最高裁規則に委任することが相当と考えられる。具体的には、接続先のインターネット環境等を確認することとすることや、少額訴訟において音声の送受信により同時に通話をすることができる方法により証人尋問を行う場合に関する規則第226条第3項の定めを参照して、裁判所が相当でないと認めるときは、場所の変更を命ずることができることとすることが考えられるが、どうか。また、このほかに検討すべき規律はあるか。

## 2 書面による準備手続

### (1) 要件

法第175条を次のとおり改めることとしては、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。）に付することができる。

### (2) 手続の主宰者

書面による準備手続の主宰者に関する規律を次のとおり改めることとしては、どうか。

書面による準備手続は、「裁判所」が行うことができることを前提とし、法第176条第4項のうち、法第149条第2項を準用の対象から除外する旨の規定を削除する。

### (3) 受命裁判官

書面による準備手続を行う受命裁判官に関する規律を次のとおり改めることとしては、どうか。

ア 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。ただし、判事補のみが受命裁判官となることはできない。

イ 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、法第176条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第4項において準用する法第150条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(注) 電話会議等を利用した協議に関する法第176条第3項の規定を維持することについて、どのように考えるか。

(説明)

#### 1 書面による準備手続を維持する必要性

現行法上、弁論準備手続の期日における手続は、当事者の少なくとも一方が出頭した場合でなければ行うことができないものとされている一方で、当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点等の整理を行う手続として、書面による準備手続が設けられている。前記のとおり、弁論準備手続に関する現行法の規律を改め、当事者双方が弁論準備手続の期日に出頭しないでその手続に関与することを認めることとした場合には、当事者双方の出頭を要しないという利点は書面による準備手続に固有のものではなく、書面による準備手続が必要とされる事案の多くについては、弁論準備手続により対応することが可能となるようにも思われる。

他方で、書面による準備手続は、原則として準備書面の提出等のみで争点等の整理を行うものであり、期日における裁判所及び双方当事者間の意見交換を中核として争点等の整理を進めていく弁論準備手続とは全く異なる内容の手続であるから、当事者双方が弁論準備手続の期日に出頭しないでその手続に関与することが認められた場合であっても、期日を開かずに、準備書面の提出等によって迅速に争点等の整理を行うのに適した事案や、当事者の一方又は双方が電話会議等を利用することが困難な環境にある者である事案について、書面による準備手続を活用して争点等の整理を行う必要性はなお否定されないものとも考えられる。

そこで、書面による準備手続については、当事者双方が弁論準備手続に出頭しないで電話会議等によりその手続に関与することを認めることとした場合においても維持することとしては、どうか。

#### 2 遠隔地等の要件の見直し

現行法上、書面による準備手続は、「当事者が遠隔の地に居住しているときその

他相当と認めるとき」に付することができることとされている（法第175条）。

もっとも、上記のとおり、当事者双方が弁論準備手続に出頭しないで電話会議等によりその手続に関与することを認めることとした場合には、書面による準備手続に適した事案かどうかは、当事者が遠隔の地に居住しているか否かに関わりなく判断されるべきである。

そこで、書面による準備手続についても「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件を「相当と認めるとき」という要件とすることとしては、どうか。

### 3 手続の主宰者

現行法上、書面による準備手続は、裁判長が行うこととされている（法第176条第1項）。このような規定が設けられたのは、書面による準備手続は基本的に準備書面の提出等のみにより争点等の整理をするものであるから、この手続を利用して円滑かつ十分に争点等の整理を行うには、一定の経験や知識が必要であると考えられたためである。そうすると、上記の規定は、合議体が書面による準備手続を行うことができることを否定するものではないとも考えられ、現に、実務上は、合議体によって行われている事例もあるようであるが、この点については、法第176条の文言上、必ずしも明らかではない。

そこで、この点を明確にするため、書面による準備手続は、「裁判所」が行うことができることを前提とし、法第176条4項のうち、法第149条第2項の準用を除外する旨の規定を削除して、陪席裁判官が書面による準備手続が行われている間においても釈明権を行使することができることとしては、どうか。

また、現行法上、書面による準備手続については、高等裁判所において行う場合に限り、受命裁判官にこれを行わせることができることとされている（法第176条第1項ただし書）。このような限定がされているのは、上記のとおり、書面による準備手続を運営するために一定の経験や知識が必要であると考えられたためであるが、書面による準備手続をより活用しやすくする観点から、地方裁判所における手続においても、受命裁判官に手続を行わせることができることとした上で、現行法の趣旨を踏まえ、判事補のみが受命裁判官となることはできないこととしては、どうか。

### 4 電話会議等を利用した協議

現行法上、事件を書面による準備手続に付した場合であっても、必要があると認めるときは、電話会議等により、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができるも

のとされている（法第176条第3項）。

前記のとおり、書面による準備手続が利用される場面は、準備書面の提出等のみにより争点等の整理を行うのに適した事案や、電話会議等を利用することが困難な環境にある者が当事者となる事案に限られることとなるものと考えられる。そして、これを前提とした場合には、電話会議等を利用した協議の手続を維持する必要性は高くないものとも思われる。

他方で、書面による準備手続が利用される場面が上記のような事案に限定されるときも、事案によっては、より充実した争点等の整理のため、電話会議等による協議が有益となる場面が存することもなお想定し得る。そのため、現行法の下で書面による準備手続について認められている協議の制度をあえて廃止しなければならないとする必要はないとも考えられるところである。

そこで、電話会議等により協議をすることができる旨を定めた法第176条第3項を維持することについて、どのように考えるか。

### 3 準備的口頭弁論

**準備的口頭弁論の規律については、維持することとしては、どうか。**

（説明）

準備的口頭弁論は、弁論準備手続や書面による準備手続と異なり、争点等の整理を口頭弁論の期日において行う点にその特徴があり、特に社会的耳目を集める事件等について、公開の法廷において争点等の整理を行う必要性はあるものと思われる。また、準備的口頭弁論は、弁論準備手続や書面による準備手続と異なり、行うことができる訴訟行為について基本的に制限のない手続であるため、その特徴に着目して活用されることも考えられる。

なお、準備的口頭弁論には口頭弁論に関する規律が適用される。そのため、前記のとおり、口頭弁論についてウェブ会議等による出頭を認めることとすれば、準備的口頭弁論についても当然にウェブ会議等を利用した手続が認められることとなるので、準備的口頭弁論について特段の規律を設ける必要はないと考えられる。

そこで、準備的口頭弁論の規律については、これを維持することとしては、どうか。

（後注）争点整理手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続の三種類の手続を置く現行法の規律を見直し、一種類の争点整理手続に統合することについて、どのように考えるか。

(説明)

前記のとおり、当事者双方が弁論準備手続の期日に出頭しないで電話会議等によりその手続に関与することを認めることとした場合には、従前は書面による準備手続を活用してきた事案の多くは、弁論準備手続により対応することができるようになるとも思われる。また、準備的口頭弁論は、公開の法廷において争点等の整理が行われる点にその特徴があるが、実際に利用される例は必ずしも多くないともいわれている。これらのことからすると、争点整理手続として準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続の三種類の手続を置く現行法の規律を見直し、弁論準備手続を中心とした一種類の手続に統合することも考えられる。

もつとも、一種類の争点整理手続にこれらの三種類の手続を統合することの当否を検討するに当たっては、これらの三種類の手続を置く現行法の規律を改める必要性の有無が問われなければならない。そして、書面による準備手続は、原則として準備書面の提出等のみで争点等の整理を行う手続であり、期日における意見交換を中核として争点等の整理を進めていく弁論準備手続とは全く異なる内容の手続であるから、当事者双方が弁論準備手続の期日に出頭しないで電話会議等によりその手続に関与することを認めることとした場合であっても、書面による準備手続により争点等の整理を行う必要性はなお否定されないものとも考えられる。また、準備的口頭弁論により争点等の整理を行った場合には、単に口頭弁論の期日において争点等の整理を行った場合とは異なる規律が設けられていることに鑑みると、あえて準備的口頭弁論という手続を廃止する必要性はないとも考えられる。

以上を踏まえ、現行法上の規律を見直し、一種類の争点整理手続に統合することについて、どのように考えるか。

#### 4 進行協議

規則第96条の規律を次のとおり改めることとしては、どうか。

(1) 同条第1項を次のとおり改める。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議の期日における手続を行うことができる（同項ただし書は削除する。）。

(2) 同条第3項を削除する。

(説明)

1 遠隔地等の要件の見直し及び一方当事者出頭要件の廃止

進行協議の期日においては、現行法における弁論準備手続の期日と同様に、電話会議等によりその手続を行うことができるが、その要件は、「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」と規定されている（規則第96条第1項）。また、電話会議等により進行協議の期日における手続を行うことができるのは、当事者の少なくとも一方が期日に出頭した場合に限られる（同項ただし書）。

これらの点については、弁論準備手続について検討した内容がそのまま進行協議の期日についても当てはまると考えられる。

そこで、進行協議の期日についても「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件を「相当と認めるとき」という要件とすることとするとともに、同項ただし書を削除し、当事者双方が進行協議の期日に出頭しないでその手続に関与することを認めることとしては、どうか。

## 2 進行協議の期日における訴えの取下げ等

訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾は、進行協議の期日においてもすることができるが（規則第95条第2項）、電話会議等により進行協議の期日における手続が行われた場合には、進行協議の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、これらの訴訟行為をすることができないものとされている（規則第96条第3項）。

このような規定が設けられたのは、その当時、弁論準備手続において上記と同様の規律が設けられていたこと（平成15年改正前の法第170条第5項）を反映したものであるとされているが、同項は、平成15年の法改正により削除され、電話会議等により弁論準備手続の期日における手続が行われた場合に、弁論準備手続の期日に出頭しないで手続に関与した当事者も、訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾を行うことができることとされている。

そこで、規則第96条第3項は削除することとしては、どうか。

## 5 専門委員制度

法第92条の3を次のとおり改めることとしては、どうか。

裁判所は、法第92条の2各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

(説明)

現行法上、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、電話会議等により、専門委員に説明又は発問をさせることができるが（法第92条の3）、弁論準備手続について検討した点に加え、専門委員の手続の関与の方法をより柔軟なものとして、専門委員の確保をしやすくしてその活用をより充実させる観点から、専門委員についても「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件を「相当と認めるとき」という要件とすることとしては、どうか。

### 第3 特別な訴訟手続

ITツールを十分に活用することを前提とし、裁判が公正かつ適正で充実した手続の下でより迅速に行われるようにするため、新たな訴訟手続の特則を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

#### 1 新たな訴訟手続の特則の創設について

(1) 裁判が公正かつ適正で充実した手続の下でより迅速に行われることは、国民の司法に対する期待に応えるものである。

ところで、第一審民事通常訴訟事件の事件数は、現在、減少傾向にある。その要因は、様々なものが考えられ得るが、その要因の一つとして、現在の民事裁判が社会の求めるスピードや効率性にそぐわなくなっていることや、事前に民事裁判の終局までの期間を予測することができないことがあるのではないかとの指摘がある。現在の民事裁判において、その利用をちゅうちょする要因の一つがこのような点にあるのだとすると、終局までの期間を一定の期間とし、かつ、終局までの期間の予測可能性を高めることによって、国民が民事裁判を利用しやすくなるとも考えられる。

(2) 現行法は、旧法の下で行われていたいわゆる五月雨式審理を脱却し、より適正で迅速な民事裁判を実現するため、争点を早期に明確にし、これに焦点を当てた効率的な人証調べを行う必要があるとの考え方にに基づき、弁論準備手続の創設等争点整理手続の整備をした。このような現行法が意図した手続の基本的な流れは、その後の実務において確実に定着しているが、近時は、弁論準備手続の期日の回数の増加など争点等整理の形骸化によるいわゆる「漂流型審理」の増加を懸念する指摘がされている。

これに対し、平成16年に制定された労働審判法（平成16年法律第45号）

に基づく労働審判手続においては、3回以内の期日において審理を終結しなければならないとされている（同法第15条第2項）が、期日回数の制限の下、口頭議論による充実した争点等の整理がされているとの指摘がある。現に、終結までに6か月を超える期間を要した労働審判事件は、ごくわずかである。

また、現行法においては、特に小規模な紛争について、一般市民が訴額に見合った経済的な負担で、裁判所に迅速かつ効果的な解決を求めることができるようにするため、原則として1回の口頭弁論の期日だけで審理を終える少額訴訟の制度が創設されたが、少額訴訟は、簡易で迅速な手続として利用者から高い評価を受けた。そこで、平成15年の法改正に当たっては、少額訴訟を利用することができる事件の訴額の上限額が引き上げられている。

他方で、民事裁判手続のIT化によるウェブ会議等による口頭弁論の期日の実施や訴訟記録の電子化及び事件管理システムの導入によって、現実の出頭を要しない争点整理手続の普及による極めて柔軟で機動的な期日の指定やその運営、当事者及び裁判官相互のより緊密で即応性の高い口頭議論・争点整理手続が実現されるところである。

そこで、通常の民事訴訟事件においても、このようなITツールの特性を十分に活用することを前提として、一定の事件において当事者が望む場合には、終局までの期間や期日の回数を制限する訴訟手続の特則（IT時代の新たな審理モデル）を法定することにより、充実した計画的な争点等の整理、争点中心の集中審理による公正かつ適正な裁判手続を確保しつつ、終局までの期間についての当事者の予測可能性及び迅速性を高めることが考えられるが、どのように考えるか。

## 2 新たな訴訟手続の特則として検討すべき規律

### (1) 総論

仮に民事裁判手続のIT化に伴って新たな訴訟手続（本文で設けることについて検討する特則による手続のことをいう。以下同じ。）を創設する場合には、通常の訴訟手続との関係では特則の位置付けとなり、通常の訴訟手続とは異なる規律を設けることとなる。現行法の下における第一審訴訟手続の特則としては、上記のとおり、簡易裁判所における少額訴訟に関する特則（法第6編）、地方裁判所における手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則（法第5編）がある。また、地方裁判所における期日の回数を制限する審理の例として、上記のとおり、労働審判法が定める非訟事件の手続としての労働審判手続がある。そして、手形・小切手訴訟、少額訴訟及び労働審判の手続においては、別表記載のとおり、手続の対象となる権利の性質や訴額が定められており、そのそれぞれの対

象となる権利の特質と特則となる訴訟手続の目的を踏まえ、特則となる手続上の規律が設けられている。

そこで、新たな訴訟手続の規律を検討するに当たっても、まず、その対象となる権利と特則となる訴訟手続の目的を検討することが必要となる。

この点について、「民事裁判手続等 I T 化研究会」の報告書においては、以下のような提案がされている。

I T ツールを十分に活用して計画的かつ適正迅速に紛争を解決するため、次のような訴訟手続の特則を設けることについては、引き続き検討することとしては、どうか。

#### 1 要件等

##### 【甲案】

- (1) 地方裁判所においては、特別な訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。
- (2) 特別な訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

##### 【乙案】

- (1) 地方裁判所においては、当事者の共同の申立てがあるときは、特別な訴訟手続による審理及び裁判を行うことができる。
  - (2) 上記(1)の共同の申立ては、第 1 回口頭弁論期日(※)までにしなければならない。
- (※) 第 1 回口頭弁論期日の前に弁論準備手続に付した場合には、第 1 回弁論準備手続期日とし、書面による準備手続に付した場合には、第 1 回目の書面の提出期限までとすることが考えられる。以下同様とする。

#### 2 反訴の禁止

特別な訴訟手続においては、反訴を提起することができない。ただし、反訴についても特別な訴訟手続により審理及び裁判を求める旨の申述があり、反訴が本訴の第 1 回口頭弁論期日までに提起された場合には、この限りではない(※)。

(※) 上記のただし書は「1」において【甲案】を採用した場合の規律であり、「1」で【乙案】を採用した場合には、「ただし、第 1 回口頭弁論期日までに反訴について前記 1 (1)の当事者の共同の申立てがあった場合には、この限りではない。」とすることが考えられる。

### 3 審理期間

特別な訴訟手続においては、特別の事情がある場合を除き、第1回口頭弁論期日から6か月以内に審理を終結しなければならない。

### 4 主張の提出の方法等

特別な訴訟手続においては、当事者が提出することができる主張書面の通数は、それぞれ3通までとする。ただし、裁判所は、当事者から申出があったときは、当事者双方と協議をし、審理の現状その他の事情を踏まえて、当事者が提出することのできる主張書面の通数を4通以上とすることができる。

### 5 証拠調べの制限

- (1) 証拠調べの請求は証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して、これをしなければならない。
- (2) 証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。

### 6 通常の手続への移行（※）

- (1) 被告は、第1回口頭弁論期日の終了に至るまで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。
- (2) 訴訟は、上記(1)の申述があった時に、通常の手続に移行する。

（※）本文の規律は「1」において【甲案】を採用した場合のものであり、【乙案】を採用する場合には不要となる。

- (3) 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない（※）。

ア 当事者の一方又は双方に訴訟代理人がないとき。

イ 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

ウ 特別な訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。

（※）当事者の双方が通常の手続に移行させる旨の申述をした場合に通常の手続に移行するものとするか否かについては、引き続き検討する。

- (4) 上記(3)の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- (5) 訴訟が通常の手続に移行したときは、特別な訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

## 7 特別な訴訟手続への移行

裁判所は、通常の手続により審理を行っている場合においても、審理の現状等に鑑み、相当と認め、かつ、当事者双方が特別な訴訟手続によることに同意したときは、特別な訴訟手続により審理を行うことができる（※）。ただし、当事者の一方又は双方に訴訟代理人がない場合は、この限りでない。

（※）通常の手続から特別な訴訟手続への移行に関しては、第1回口頭弁論期日が終了するまでという限定を付すことも考えられる。

## 8 不服申立ての方法

### (1) 控訴の禁止

特別な訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

### (2) 異議

ア 特別な訴訟手続の終局判決に対しては、判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

イ 法第358条から第360条までの規定は、上記アの異議について準用する。

### (3) 異議後の審理及び裁判

適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復す。この場合においては、通常の手続により審理及び裁判をする。

## (2) 新たな訴訟手続の対象となる請求の関係

ア 新たな訴訟手続において終局までの期間を一定期間とする場合には、新たな訴訟手続の対象となる事件は、それほど複雑ではなく、審理すべき争点が多くない事件とすることが相当と考えられる。そこで、新たな訴訟手続の創設に当たっても、争点が多くない事件の類型を対象とすることも考えられる。もっとも、例えば、債務不存在確認の訴えや遺言無効確認の訴えなどの確認の訴え、境界確定の訴えなどの形成の訴えは、一般的に、複雑困難な事件が多いといえることができるが、そうではない事件を類型化して特定することは、困難であるようにも思われる。

また、例えば、少額訴訟と同様に、一定の訴額を下回るものを対象とすることも考えられる。訴額と争点の多寡や複雑さは必ずしも類型的に一致するものではないとも思われるが、訴額に見合った経済的な負担で紛争を解決するため、争点を絞り込んだ上で、裁判所による迅速な判断を求めたいと考え

る者も想定し得るとも思われる。

以上を踏まえ、対象となる事件を限定することについて、どのように考えるか。

イ また、新たな訴訟手続においては、審理の当初及び訴訟の係属中を通して、争点を拡散させないようにすることが重要であると考えられる。そこで、その観点から、反訴を禁止し、又は反訴をすることができる時期を制限することや、弁論の併合を禁止すること（なお、通常訴訟手続と新たな訴訟手続は手続の種類が異なるため弁論を併合することができないと考えられる。）などが考えられる。

以上を踏まえ、反訴や弁論の併合について、どのように考えるか。

### (3) 主張の関係

当事者間において、真の争点との関係が希薄な主張が記載された大部の主張書面の交換が何度もされると、真に必要な争点に絞った適切かつ迅速な審理が阻害される。そこで、新たな訴訟手続においては、例えば、主張書面の通数を制限するなど機械的に主張を制限することによって、真に必要な争点に絞った主張が適切にされることを制度的に担保することが考えられる。

もっとも、仮に主張書面の通数を制限することとした場合であっても、それを何通とすることが適切かということ類型化することは困難である。そもそも、訴訟においては、弁論主義の下において、当事者が自身の責任で自身の主張や相手方の主張に対する反論を尽くすことが重要であることはいうまでもない。そのため、機械的に主張を制限することは適切ではないとも考えられる。

そこで、主張について主張書面の通数などによって制限を設けることについて、どのように考えるか。

### (4) 立証の関係

新たな訴訟手続においては、終局までの期間の予測可能性を高めるために一定の期間において審理を終結することとするを踏まえ、立証活動について一定の制約（例えば、書証に限る、又は即時に取り調べることができる証拠に限るなど）を設けること（文書提出命令の申立て、鑑定といった立証活動は一定の期間を要するものであり、争点が単純であったとしても、新たな訴訟手続にはなじまないと考えられる。）も考えられる。

そこで、例えば、書証に限ること、即時に取り調べることができる証拠に限ることなど立証について制限を設けることについて、どのように考えるか。

### (5) 新たな訴訟手続の開始の関係

ア 新たな訴訟手続については、当事者がその利用を望む場合に手続を開始する趣旨から、その開始の要件として、例えば、原告が訴え提起時に申述した

とき、原告及び被告が明示的に合意したとき（原告及び被告の合意によるときはその時期について検討を要する。）、裁判所が新たな訴訟手続によることが相当であると認め、当事者双方が同意したときとすることなどが考えられる。

そこで、新たな訴訟手続の開始について、どのように考えるか。

イ 新たな訴訟手続においては、即時に多様な情報を共有することができるITツールを十分に活用して短期間に活発な議論をすることや訴訟活動に一定の制約があり得ることからすると、法律専門家である訴訟代理人の関与が必要不可欠であるともいうことができることから、双方に訴訟代理人が選任されていることを要するとも考えられる。

他方で、本人が事件管理システムに登録していることを前提とした場合に、訴訟代理人を選任しない本人訴訟においても、事件の内容に応じた迅速で終局までの期間についての予測可能性のある手続を選択したいと考える者も想定し得る。

そこで、新たな訴訟手続の追行は、双方に訴訟代理人が選任されている場合に限ることについて、どのように考えるか。

#### (6) 通常訴訟手続への移行の関係

ア 仮に原告において第一次的に手続選択をすることができるとした場合には、応訴を余儀なくされる被告の手続上の利益の保護を図る必要がある。この点については、新たな訴訟手続における手続上の制約や不服申立ての在り方にも関係するところであるが、新たな訴訟手続による審理が一定期間継続することに鑑みると、被告には終局判決を待たず早期に通常訴訟手続への移行を求めることができるとする権限を付与することが考えられる。

また、裁判所は、被告に対する第1回の口頭弁論の期日の呼出しが公示送達による場合や裁判所が新たな訴訟手続で審理をすることが相当でないとする場合には、通常訴訟手続に移行しなければならないとすることが考えられる。

このほか、新たな訴訟手続が開始された後、当事者の一方又は双方が通常訴訟手続への移行を求めることができるとするとの考え方もあり得るが、双方が合意した場合に新たな訴訟手続が開始されるとしたときに、そのような合意がされながら、原告及び被告のいずれもが通常訴訟手続への移行を求めることができることとするとの説明は困難であるようにも思われる。

そこで、以上につき、どのように考えるか。

イ 通常訴訟手続への移行を求めることができる時期については、新たな訴訟手続が訴訟活動に一定の制約や終局までの期間の制限を設けることによっ

て、集中かつ充実した審理の実現を図り、迅速性及び終局までの期間についての予測可能性を向上することを目的としていることからすると、いつでも当事者による申出によって通常訴訟手続に移行するとした場合には、その目的が没却されるとも考えられる。

そこで、通常訴訟手続への移行を求めることができる時期（例えば、第1回期日終了までとすること。）について、どのように考えるか。

#### (7) 不服申立ての関係

新たな訴訟手続において、仮に即時に取り調べることができる証拠に限るとの規律を導入した場合には、文書提出命令の申立てや呼出証人の尋問をすることができないなど、一定の制約の下で終局判決がされる。このような前提の下における不服申立ての在り方については、当事者の第一審における自由な攻撃防御の機会の確保の観点から、終局判決に対して不服があるときには、通常の訴訟手続に戻して、第一審においてすべき主張立証を尽くす機会を与えることとするとも考えられる。

そこで、新たな訴訟手続の終局判決に対する不服申立てについて、控訴を認めずに異議申立てのみを認め、異議申立てがされたときは口頭弁論終結前の程度に復する（更に異議後の判決に対しては控訴をすることができる。）とすることが考えられるが、どのように考えるか。

#### (8) 審理期間等の関係

ア 新たな訴訟手続において迅速に紛争を解決することを確保するために、第1回期日から審理終結までの期間に制限を設けること（例えば、6か月とすること。）や期日の間隔が一定の日数を超えてはならないとの規律を設けることなどが考えられるが、どのように考えるか。

イ 審理の迅速性を高め、審理終局までの期間に制限を設ける前提として、ITツールの特性を十分に活用することが必要であると考えられる。ITツールを活用した主張整理の在り方、柔軟な期日指定や期日外釈明の在り方などIT時代の新たな審理モデル及びその争点整理手続における位置付けについて、どのように考えるか。

ウ また、審理終結から終局判決までの期間に制限を設けることが考えられるが、どのように考えるか。

#### (9) 審理する裁判所の関係

簡易裁判所には、少額訴訟手続があることから新たな訴訟手続の対象とする必要がないとも考えられるが、他方で、少額訴訟の対象となる訴額を超える請求については特別の訴訟手続の対象とすることも考えられる。

そこで、新たな訴訟手続の対象を地方裁判所における手続に限定するか、簡

易裁判所における手続も対象とするかについて、どのように考えるか。

#### 第4 証人尋問等

##### 1 ウェブ会議等を利用した証人尋問等

###### (1) 要件

法第204条各号を次のとおり改めることとしては、どうか。

###### ア 同条第1号を次のとおり改める。

証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合であって、相当と認めるとき。

###### イ 同条第3号として、次の規律を加える。

裁判所が相当と認める場合において、当事者に異議がないとき。

###### (2) 証人の所在場所等

法第204条に次の規律を加えることとしては、どうか。

映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって証人尋問をする場合には、証人は、適正な尋問を行うことができる場所として最高裁判所規則で定める地に所在しなければならない。

###### (3) 当事者尋問

法第204条を準用する法第210条の規律を維持し、当事者尋問について、上記(1)及び(2)と同じ規律とすることとしては、どうか。

(説明)

##### 1 ウェブ会議等を利用した証人尋問の要件

現行法では、①証人が遠隔の地に居住するとき又は②事案の性質、証人の年齢等の事情により、証人が法廷に現実に出頭して陳述すると圧迫を受け、精神の平穩を著しく害すると認める場合であって、相当と認めるときに限り、ウェブ会議等によって証人尋問を行うことが可能である(法第204条)。

証人尋問を行う受訴裁判所は、証言内容のみならず、証言を行う証人の表情や声、動作や態度等を総合的に考慮した上で心証形成をするものであるため、近年のITの発展を踏まえても、ウェブ会議等による証人尋問を行う場合に、現実に相対して証人尋問を行う場合と同様の心証形成が可能であるとまでいえるかどうかについては、慎重に検討する必要があるものと思われる。また、証人が真実を語るためには、厳かな雰囲気有する法廷に現実に出頭し、法壇に着席する裁判官の面前で宣誓を行った上で陳述するという手続の重要性は高いとも考えら

れる。証拠調べにおける証人尋問の重要性も併せて考慮すると、ウェブ会議等により証人尋問を行うことができる場合を限定した法第204条の考え方は、基本的に維持することが相当であると考えられる。

もっとも、近年のITの発展により、ウェブ会議等における音声や映像の品質が飛躍的に向上していることからすれば、法第204条の枠組みを基本的に維持しつつ、ウェブ会議等による証人尋問を行うための要件を緩和することも考えられるところである。例えば、当事者双方にウェブ会議等を利用して証人尋問を行うことについて異議がない場合には、裁判所がこれを相当と認める限りにおいて、このような方法による証人尋問の実施を認めても差し支えないものと思われる。また、法第204条第1号は、証人が遠隔の地に居住している場合を要件として挙げているが、証人の居住地が遠隔の地でない場合であっても、証人の年齢や心身の状態その他の事情により裁判所に出頭することが困難な場合も想定され、このような場合にもウェブ会議等による証人尋問の実施を認める必要性があるものと考えられる。

そこで、ウェブ会議等による証人尋問の要件に関する法第204条第1号を本文のとおり改めるとともに、新たに同条第3号として、本文記載の要件を追加することとしては、どうか。また、以上のほか、ウェブ会議等による証人尋問を認めるべき場合があるか。

## 2 証人の所在場所

現行法においては、ウェブ会議等による証人尋問の実施の細則は最高裁規則に委ねられているが（法第204条各号列記以外の部分）、これを受けた規則第123条は、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法」として、テレビ会議を想定した規律を置くのみであり、ウェブ会議を規定していない。すなわち、同条においては、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法」により証人尋問を行う場合の証人の所在場所が官署としての裁判所に限定されており、①証人が遠隔地に居住する場合（法第204条第1号）には、証人を他の裁判所に出頭させてこれを行うこととし、また、②証人が圧迫を受けるおそれがある場合（同条第2号）には、他の裁判所又は裁判長等が在席する場所以外の場所に出頭などさせてこれを行うこととしている（なお、電話会議によって行うことができる少額訴訟における証人尋問については、場所を限定する規律は設けられていない（規則第226条）。）。

もっとも、近年のITの発展やIT機器の普及状況に照らせば、音声の通信のみならず、映像の通信についても、インターネット回線を利用することにより、

裁判所以外の場所からこれを行うことは十分に可能であるから、証人の所在場所を裁判所に限る必要性は乏しいものと考えられる。

他方で、証人の所在場所における通信環境が十分でない場合、証人が不特定多数の者がいる場所に所在し、証言内容に関するプライバシー等を確保することが難しい場合、証人の所在場所に証人に対して不当な影響を与える者がいる場合等には、適正な尋問を行うことに支障が生ずるおそれがある。

そこで、証人の所在場所については、今後の技術革新の可能性も踏まえ、現行法と同様に最高裁規則に委ねることとしつつ、最高裁規則により証人を裁判所以外の場所に出頭させて尋問を実施することを認めることを想定し、その際の条件として、適正な尋問を行うことができる場所（通信環境が整備され、かつ、不当な第三者による影響を排除することができる場所等）に限ることとしては、どうか。

### 3 当事者尋問

現行法上、ウェブ会議等による当事者尋問は、証人尋問と同じ規律の下で認められることとされている（法第210条は、当事者尋問について法第204条を準用しており、最高裁規則においても、規則第127条は、当事者尋問について規則第123条を準用している。）。

ウェブ会議等による証人尋問について上記のような見直しを行うこととした場合であっても、ウェブ会議等による当事者尋問について、証人尋問と異なる規律を設ける必要は特段見当たらないことから、引き続き、当事者尋問については、証人尋問と同様の規律とすることとしては、どうか。

## 2 通訳人

通訳人に通訳をさせる方法について、次のような規律を設けることとしては、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

(説明)

我が国では、裁判所においては日本語を用いることとされている（裁判所法第74条）。そのため、民事訴訟において、口頭弁論に關与する当事者や証人等が日本語に通じないときは、通訳人を立ち合わせるものとされている（法第154条第1項）。そして、法第154条第2項は、通訳人について、鑑定人に関する規定を包括的に

準用しており、鑑定人に関する規定である法第215条の3は、「裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。」としていることから、現行法の下においても、通訳人がウェブ会議等により通訳をすることは許容されていると思われる。

もっとも、特に少数言語については、通訳人の数自体が少ないことから、その確保に困難を来す場合があるとの指摘もある。

そこで、通訳人の確保をよりしやすくする観点から、通訳人が遠隔の地に所在する場合に限らず、裁判所が相当と認める場合には、ウェブ会議等を利用した通訳を認めることとしては、どうか。

これに対し、少数言語の通訳人をより確保しやすくする観点から、通訳人については、専門委員と同様に、ウェブ会議等に限定せず、電話会議による通訳をも認めることも考えられる。もっとも、法第154条第2項が、通訳人について鑑定人に関する規定を準用していることから、上記のような規律を設けるに当たっては、通訳人に関する規律と鑑定人に関する規律との異同を整理する必要がある。また、通訳人が通訳を行う際には、発話者の口の動きから発話内容を読み取ったり、表情等を見て通訳を理解しているかどうかを確認したりすることもあると考えられるが、電話会議によりこのようなことを行うことは困難であるとも思われる。そのため、電話会議による通訳を許容する場合には、通訳の正確性が制度上担保され得るかという検討が必要となるとも思われる。

そこで、通訳人について、電話会議等による通訳を認めることについて、どのように考えるか。

手形・小切手訴訟，少額訴訟，労働審判比較対照表

	手形・小切手訴訟	少額訴訟	労働審判
手続対象	手形・小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求を目的とする訴え（法第350条第1項，第367条第1項）	訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴え（法第368条第1項）	労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（労働審判法（以下「労審法」という。）第1条）
手続開始	原告の訴状における申述（法第350条第2項）	原告の訴え提起の際の申述（法第368条第2項）	当事者による労働審判手続の申立て（労審法第5条第1項）
反訴	反訴禁止（法第351条）	反訴禁止（法第369条）	
証拠調べ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書証に限る（法第352条第1項）</li> <li>・文書提出命令・文書送付嘱託不可（同条第2項）</li> <li>・文書成立の真否・手形提示に関する事実について当事者本人尋問可（同条第3項）</li> </ul>	即時に取り調べることができる証拠に限る（法第371条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要と認める証拠調べ可（労審法第17条第1項）</li> <li>・証拠調べは民事訴訟の例による（同条第2項）</li> </ul>
審理回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ない事由がある場合を除き，最初にすべき口頭弁論の期日において，審理を完了（規則第214条）</li> <li>・弁論を続行するときは，次の期日は，やむを得ない事由がある場合を除き，前の期日から15日以内の日に指定（規則第215条）</li> </ul>	特別の事情がある場合を除き，最初にすべき口頭弁論の期日において，審理を完了（法第370条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに，当事者の陳述を聴いて争点及び証拠の整理（労審法第15条第1項）</li> <li>・特別の事情がある場合を除き，3回以内の期日において，審理を終結（同条第2項）</li> </ul>
通常手続への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原告は，口頭弁論の終結に至るまで，被告の承諾を要しないで，訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述可（法第353条第1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告は，通常手続に移行させる旨の申述可（ただし，被告が最初の口頭弁論期日で弁論し，又はその期日終了後は，不可）（法373条第1項）</li> <li>・裁判所は，少額訴訟により審理・裁判するのを相当でないと認めるとき等の場合には通常手続で審理・裁判する旨の決定（同条第3項）</li> </ul>	労働審判委員会は，事案の性質に照らし，労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは，労働審判事件を終了させることができる（労審法第24条第1項）。この場合に，当該事件は民事訴訟手続に移行する（同条第2項，第22条）。
裁判時期		相当でないと認める場合を除き，口頭弁論の終結後直ちに判決言渡し（法374条第1項）	
裁判方式		判決の言渡しは，判決書の原本に基づかないですること可（法374条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主文及び理由の要旨を記載した審判書を作成して行う（労審法第20条第3項）</li> <li>・全ての当事者が出頭する期日において，主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により行うことも可（同条第6項）</li> </ul>
裁判内容		請求認容判決において，被告の資力その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは，3年の範囲内で分割払の定め等が可（法375条第1項）	当事者間の権利関係を確認し，金銭の支払，物の引渡しその他の財産上の給付を命じ，その他個別労働関係民事紛争の解決するために相当と認める事項の定めが可（労審法第20条第2項）
不服申立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控訴不可（法第357条）</li> <li>・異議申立て（法第356条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控訴不可（法第377条）</li> <li>・異議申立て（法第378条）</li> </ul>	異議申立て（労審法第21条第1項）
異議申立の効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口頭弁論の終結前の程度に復し，通常手続により審理・裁判（法第361条）</li> <li>・異議後の終局判決に対して控訴可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口頭弁論の終結前の程度に復し，通常手続により審理・裁判（法第379条第1項）</li> <li>・異議後の終局判決に対して控訴不可（法第380条第1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働審判は効力を失う（労審法第21条第3項）</li> <li>・訴えの提起があったものとみなす（労審法第22条第1項）</li> </ul>

※小切手訴訟においては法第367条第2項，規則第221条において手形訴訟の規定を準用